

第72期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第72期
(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

日本アビオニクス株式会社

法令および当社定款15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.avio.co.jp>)に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は福島アビオニクス株式会社1社のみであり、連結の範囲に含めている。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

イ 棚卸資産

製品、原材料および貯蔵品……………先入先出法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品および未着原材料……………個別法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

イ 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。

イ 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

ウ 工事損失引当金……………請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

エ 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。

④ 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

ア. 情報システム

情報システムにおいては、表示・音響関連装置、誘導・搭載関連装置、指揮・統制関連装置、ハイブリッド I C の製造および販売を行っている。これらは主に請負契約により行われており、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要する。このような請負契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定している。

イ. 電子機器

電子機器においては、接合機器（抵抗溶接装置・シーム溶接装置等）および赤外線サーモグラフィカメラ・監視システム等の製品・ソフトウェア等の販売およびそれらに付随して発生する修理の提供を行っている。これらの製品の販売については、主として、顧客の引き渡しにより、顧客に当該製品に対する支配が移転することから、主として製品を顧客に引き渡した時点（輸出取引においては船積日等）において履行義務を充足したと判断し、収益を認識している。

監視システム等の販売の一部については、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要する。このような契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定している。

また、ア. イ. いずれにおいても、一定期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね 1 年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでいない。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

ア ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。

イ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の支払利息

ウ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

エ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

イ 連結納税制度の適用

当社および連結子会社は、連結納税制度を適用している。

ウ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行する。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税並びに税効果会計の会計処理および開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

これにより、従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当連結会計年度の売上高は88百万円減少し、売上原価は19百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ12百万円減少している。また、利益剰余金の当期首残高は31百万円増加している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形および売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金および契約資産」に含めて表示することとした。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用している。これによる、連結計算書類に与える影響はない。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 5百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は404百万円である。）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しており、将来の課税所得の見積りは当社グループの翌年度予算を基礎としている。

将来の課税所得の見積りの基礎となる翌年度予算における主要な仮定は、情報システムの個別案件の受注高および売上総利益率、並びに、電子機器の販売数量である。

上記の主要な仮定については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、QCD（品質、コスト、納期）の改善活動の成果や受注高および販売数量が想定より大きく変動することにより、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なる結果となった場合、繰延税金資産が増減し翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

(2) 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 8,220百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負契約等において、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断した契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定される。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約の見積りにおける主要な仮定は、総原価見積額である。総原価の見積りにあたっては、画一的な判断尺度を得られにくいため、請負契約ごとに類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げ計算により総原価見積額を合理的に見積もるとともに、定期的かつ継続的に見直しを行っている。

ただし、契約金額の変更や追加コストの発生等により、総原価見積額が変更となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産

製品	455百万円
仕掛品	987百万円
原材料および貯蔵品	1,737百万円
未着原材料	25百万円
計	3,206百万円

(2) 顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債

顧客との契約から生じた債権	5,350百万円
契約資産	4,141百万円
契約負債	62百万円

(注1)顧客との契約から生じた債権、契約資産は、「受取手形、売掛金および契約資産」に含まれている。

(注2)契約負債は、流動負債の「その他」に含まれている。

(3) 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する工事損失引当金30百万円(すべて仕掛品に係る工事損失引当金)を相殺表示している。

(4) 担保に供している資産

建物および構築物	62百万円
機械装置および運搬具	0百万円
工具器具備品	0百万円
土地	3,289百万円
計	3,352百万円

(注)上記物件は、短期借入金361百万円の担保に供している。

(5) 有形固定資産の減価償却累計額 11,667百万円

(6) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当連結会計年度の連結貸借対照表記載のうち当社の土地の一部の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当連結会計年度末において、上記方法により再評価した価額は、連結貸借対照表記載の土地の価額を488百万円下回っている。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,830,000株	—	—	2,830,000株
第1種優先株式	783,000株	—	—	783,000株
第2種優先株式	1,460,000株	—	1,000,000株	460,000株
合計	5,073,000株	—	1,000,000株	4,073,000株

(注) 第2種優先株式の減少1,000,000株は、日本電気株式会社から取得し消却している。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、電子応用機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達している。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としている。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式である。

営業債務である支払手形および買掛金は、1年以内の支払期日である。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用している。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額13百万円）は、表中の「投資有価証券」に含めていない（②市場価格のない株式等を参照）。また、現金および預金、受取手形および売掛金、支払手形および買掛金、短期借入金は現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略している。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額(※)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3	3	—
(2) 長期借入金(※※)	(2,780)	(2,766)	△3
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示している。

(※※)1年以内に返済予定の長期借入金880百万円は「長期借入金」に含めている。

① 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

ア. 投資有価証券

投資有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3	2	0

イ. デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの……該当するものはない。

② ヘッジ会計が適用されているもの……ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりである。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	200	—	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載している。

② 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成させる当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

ア. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 其他有価証券	3	—	—	3

イ. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	2,766	—	2,766

1. 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
預金	3,047
受取手形および売掛金	5,350
合計	8,398

3. 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	880	-	-	-	1,900

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	報告セグメント		計
	情報システム	電子機器	
情報システム	11,218	-	11,218
接合機器	-	5,999	5,999
センシングソリューション	-	2,012	2,012
顧客との契約から生じる収益	11,218	8,012	19,230
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	11,218	8,012	19,230

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (2) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,076	5,350
契約資産	4,212	4,141
契約負債	199	62

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、199百万円である。

契約資産は、一定期間にわたり収益を認識している取引のうち、履行義務をすべて充足していない取引に関連するものであり、連結貸借対照表の「受取手形、売掛金および契約資産」に含めて表示している。

契約負債は、期末日時点で充足していない履行義務に係る顧客より支払われた前受金であり、収益に伴い取り崩されるものであり、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示している。

当連結会計年度の契約資産の重大な変動は、進捗度の測定による変動による増加8,220百万円、債権への振替による減少8,290百万円である。契約負債の重大な変動は、前受金の受取62百万円、収益認識による減少199百万円である。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
1年以内	8,744
1年超	1,763

当社および子会社において、1年を超えて収益が認識される契約を有するセグメントは、主に情報システムである。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 3,369円72銭
- (2) 1株当たり当期純利益 575円18銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品、原材料および貯蔵品……………先入先出法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品および未着原材料……………個別法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。

② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

③ 工事損失引当金……………請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

④ 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

イ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

ア. 情報システム

情報システムにおいては、表示・音響関連装置、誘導・搭載関連装置、指揮・統制関連装置、ハイブリッド I C の製造および販売を行っている。これらは主に請負契約により行われており、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要する。このような請負契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定している。

イ. 電子機器

電子機器においては、接合機器（抵抗溶接装置・シーム溶接装置等）および赤外線サーモグラフィカメラ・監視システム等の製品・ソフトウェア等の販売およびそれらに付随して発生する修理の提供を行っている。これらの製品の販売については、主として、顧客の引き渡しにより、顧客に当該製品に対する支配が移転することから、主として製品を顧客に引き渡した時点（輸出取引においては船積日等）において履行義務を充足したと判断し、収益を認識している。

監視システム等の販売の一部については、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要する。このような契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定している。

また、ア. イ. いずれにおいても、一定期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね 1 年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでいない。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の支払利息

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

② 連結納税制度の適用

当社および連結子会社は、連結納税制度を適用している。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行する。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税並びに税効果会計の会計処理および開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

これにより、従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当事業年度の売上高は88百万円減少し、売上原価は19百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ12百万円減少している。また、利益剰余金の当期首残高は31百万円増加している。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」および「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」および「契約資産」にそれぞれ表示することとした。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。これによる、計算書類への影響はない。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 一百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は654百万円である。）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しており、将来の課税所得の見積りは翌年度予算を基礎としている。

将来の課税所得の見積りの基礎となる翌年度予算における主要な仮定は、情報システムの個別案件の受注高および売上総利益率、並びに、電子機器の販売数量である。

上記の主要な仮定については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、QCD（品質、コスト、納期）の改善活動の成果や受注高および販売数量が想定より大きく変動することにより、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なる結果となった場合、繰延税金資産が増減し翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

(2) 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 8,220百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負契約等において、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断した契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定される。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約の見積りにおける主要な仮定は、総原価見積額である。総原価の見積りにあたっては、画一的な判断尺度を得られにくいため、請負契約ごとに類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げ計算により総原価見積額を合理的に見積るとともに、定期的かつ継続的に見直しを行っている。

ただし、契約金額の変更や追加コストの発生等により、総原価見積額が変更となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産

製品	353百万円
仕掛品	900百万円
原材料および貯蔵品	1,445百万円
未着原材料	25百万円
計	2,724百万円

(2) 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する工事損失引当金30百万円（すべて仕掛品に係る工事損失引当金）を相殺表示している。

(3) 担保に供している資産

建物および構築物	62百万円
機械装置および運搬具	0百万円
工具器具備品	0百万円
土地	3,289百万円
計	3,352百万円

(注) 上記物件は、短期借入金361百万円の担保に供している。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 8,338百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりである。

① 短期金銭債権	199百万円
② 短期金銭債務	366百万円

(6) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当事業年度の貸借対照表記載の土地の一部の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当事業年度末において、上記方法により再評価した価額は、貸借対照表記載の土地の価額を488百万円下回っている。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

① 売上高	0百万円
② 仕入高	1,749百万円
③ その他の営業取引高	402百万円
④ 営業取引以外の取引高	11百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	6,171株	165株	2,299株	4,037株	(注)
第1種優先株式	—	—	—	—	—
第2種優先株式	—	1,000,000株	1,000,000株	—	—
合計	6,171株	1,000,165株	1,002,299株	4,037株	—

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加165株は、単元未満株式の買取によるものである。
2. 普通株式の自己株式数の減少2,299株は、譲渡制限付株式報酬によるものである。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、退職給付引当金および賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は前払年金費用である。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 百万円	事業の内容	議決権等の 所有割合 %	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
子会社	福島アビオニクス(株)	福島県郡山市	450	情報システム製品等の製造	100	当社が使用する一部部品の購入等、資金の援助、役員の兼任	利息の受取	5	-	-
							部品の購入等	1,749	買掛金	230

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

部品の譲渡等および部品の購入等については、市場価格を勘案して決定している。

(2) 親会社に関する情報

NAJホールディングス株式会社（非上場）

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産

3,039円78銭

(2) 1株当たり当期純利益

577円52銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。